17 大岩谷地区地区計画

平成14年12月20日決定

◆地区の概要

名	称	大岩谷地区地区計画	
位	置	宝塚市玉瀬字大岩谷の一部	
区	域	計画図表示のとおり	
面	積	約3.5ha	

◆区域の整備、開発及び保全に関する方針

▼色线の金属、別元次の体土に関するカット						
地区計画の目標	当地区は、農地や山林などの豊かな自然が広がる本市の北部に位置し、昭和40年代に開発された閑静な住宅団地である。本計画は、今後もこの良好な住環境の維持・増進を図り、良好な戸建て住宅地の形成を図ることを目標とする。					
土地利用の方針	日常生活の利便に供する施設の立地を限定的に許容しつつ、これまでの低層住宅地としての土地利用を継続することにより、一戸建住宅地としての良好な住環境の形成を図る。					
建築物等の整備 の方針	関静で快適な一戸建住宅地としての良好な住環境を保全し、形成するため、建築物等の用途の制限、及び住空間の確保に係る容積率・建ペい率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置、建築物等の最高限度の制限を行う。 併せて、うるおいのある住環境を形成するため、建築物等の形態又は意匠、垣又はさくの構造を制限する。					

◆地区整備計画

◆ İ	◆地区整備計画								
地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり							
地区整備計画の区域面積		約3.5ha							
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 戸建専用住宅 (2) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、日用品の販売を主たる目的とする店舗を兼ねるもの(この用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。) (3) 診療所 (4) テニス場のクラブハウス(この地区計画について都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条に規定する都市計画の告示があった日において現に存し、かつ、その日における敷地内において新築するものに限る。) (5) 近隣に居住する者の社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供する公民館、集会所その他これらに類するもの (6) 別表第1に掲げる公益上必要な建築物 (7) 前各号の建築物に附属するもの(別表第2に掲げるものを除く。)							
	建築物の容積 率の最高限度	10/10							
	建築物の建ペ い率の最高限 度	5/10							

築物等に関	建築物の敷地 面積の最低限 度	1 5 0 m²
	建築物の壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、1 m以上とする。 2 前項に規定する距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、同項の規定は適用しない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3 m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m³以内であるもの
	建築物等の高さの最高限度	1 地盤面から建築物の最高部(突出部分を含む。)までの高さの最高限度は、9mとする。2 建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。
	建築物等の形 態又は意匠の 制限	1 建築物の屋根及び外壁の色彩又は意匠は、周辺環境と調和した落ちっきのあるものとする。 2 敷地内の擁壁上からのはねだし等の構造物は、造ってはならない。ただし、一の道路に面する門柱及びこれに類するへいでその延長の合計が3m以下のものについては、この限りでない。
	垣又はさくの 構造の制限	1 道路に面する垣又はさくの構造は、生垣、植栽を併設したへい又はフェンス等周辺環境と調和したものとする。2 門扉(自動車車庫の扉を含む。)は、その一部分が開放時に道路境界線を越えないようにしなければならない。

別表第1

(地区整備計画区域内に建築することができる公益上必要な建築物)

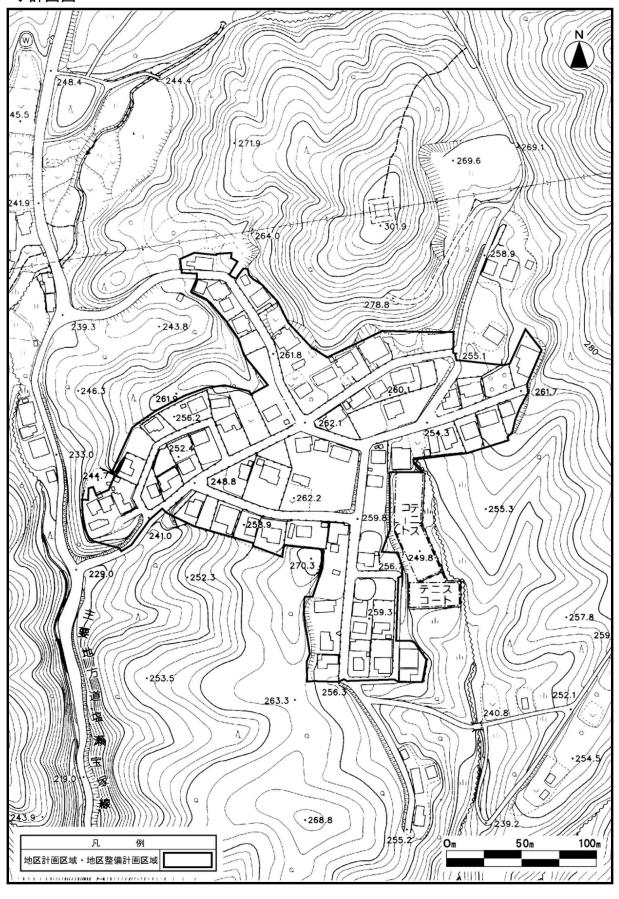
- 1 巡查派出所
- 2 公衆電話所
- 3 郵便局で延べ面積が 500㎡以内のもの
- 4 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他 これらに類するもので延べ面積が600㎡以内のもの
- 5 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所
- 6 路線バスの停留所の上家
- 7 次の(1)から(7)までの一に掲げる施設である建築物
 - (1)第1種電気通信事業者がその事業の用に供する次のイ及びロに掲げる施設である建築物で執務の用に供する部分の床面積の合計が700㎡以内のもの
 - イ 電気通信交換所
 - 口 電報業務取扱所
 - (2) 電気事業の用に供する次のイ及び口に掲げる施設である建築物
 - イ 開閉所
 - ロ 変電所(電圧170,000ボル未満で、かつ、容量900,000キロボルアンペア未満のものに限る。)
 - (3) ガス事業の用に供する次のイからハまでに掲げる施設である建築物
 - イ バルブステーション
 - ロ ガバナーステーション
 - ハ 特定ガス発生設備(液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。)
 - (4)液化石油ガス販売事業の用に供する供給設備である建築物(液化石油ガスの貯蔵量又は 処理量が3.5トン以下のものに限る。)
 - (5) 水道事業の用に供するポンプ施設(給水能力が毎分6立方メートル以下のものに限る。)である建築物
 - (6) 公共下水道の用に供する次のイ及び口に掲げる施設である建築物
 - イ 合流式のポンプ施設(排水能力が毎秒 2.5 立方メートル以下のものに限る。)
 - ロ 分流式のポンプ施設(排水能力が毎秒1立方メートル以下のものに限る。)
 - (7)都市高速鉄道の用に供する次のイからハまでに掲げる施設である建築物(イに掲げる施設である建築物にあっては、執務の用に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のものに限る。)
 - イ 停車場又は停留場
 - 口 開閉所
 - ハ 変電所(電圧120,000ボル未満で、かつ、容量40,000キロボルトアンペア未満のものに限る。)

別表第2

(地区整備計画区域内に建築してはならない附属建築物)

- 1 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積(当該築造面積が50㎡以下である場合には、その値を減じた値)を加えた値が600㎡(同一敷地内にある建築物(自動車車庫の用途に供する部分を除く。)の延べ面積の合計が600㎡以下の場合においては、当該延べ面積の合計)を超えるもの(次号に掲げるものを除く。)
- 2 公告対象区域内の建築物に附属する自動車車庫で次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供す る工作物の築造面積を加えた値が2,000㎡を超えるもの
 - ロ 自動車車庫の床面積の合計に同一公告対象区域内にある建築物に附属する他の自動車車庫 の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する 工作物の築造面積を加えた値が、当該公告対象区域内の敷地ごとに前号の規定により算定さ れる自動車車庫の床面積の合計の上限の値を合算した値を超えるもの
- 3 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの
- 4 床面積の合計が15㎡を超える畜舎
- 5 主として住居の環境を保護するため建築してはならない危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(と)項第4号に掲げるもの)

◆計画図



北部田園・集落地域の景観形成基準

景観形成基準【建築物の建築等】

屋根及び外壁の色彩

1 外壁、屋根など外観に使用する明度・彩度は、下表マンセル表色系による数値の範囲内とする。(無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分及び各壁面の見付面積の10分の1以下の部分は除く)

	屋根		外 壁	
色相	明度 (以下)	彩度(以下)	明度	彩度(以下)
N	8程度		3~8.5	
R		4		4
YR	6 程度	6		4
Y		4		4
その他		2		2

2 外壁色の明度は6~8とし、色相PB、B、BGはできる 限りベース色に用いない。

大きな壁面を有する建築物の外壁色は、上記規定を 遵守する。

建築物の建築に係る景観形成基準の取り扱いについて

※宝塚市の景観形成基準における<u>基本的な</u>取り扱いを示しており、敷地状況等によってはこの限りではありません。 下記ケースに該当しない場合は担当者と協議を行ってください。

【対象となる建築物】

■ 対象となる建築物は、建築基準法第2条第1項に規定する建築物です。

※カーポートや駐輪場、物置等の小規模な建築物にも基準が適用されます。

屋根及び外壁の色彩

【色彩基準】

- 対象範囲は、外壁部分及び屋根部分全でです。
- 以下の部分についても基準の対象となりますので、マンセル値をご確認ください。

「外壁部分」に含まれるもの(一例)

- ・バルコニー腰壁
- ・ルーバー
- ・車庫のシャッター
- ・カーポートや駐輪場の柱

「屋根部分」に含まれるもの (一例)

- ・陸屋根
- ・太陽光パネル
- ・カーポートや駐輪場の屋根

【色彩基準の適用除外】

- 木材やガラス、漆喰等の自然素材については、**無着色のもののみ適用除外**となります。
- 木調のプリントは適用除外となりませんので、マンセル値をご確認ください。
- 見付面積の 1/4 以内となる部分の算定について
 - ・見付面積の算定は合算ではなく、各壁面それぞれで 1/4 以内となるようにしてください。
 - ・<u>ルーバー部分の見付面積は面として算定し</u>、部材間についてもルーバーがあるものと見 なします。

【大きな壁面を有する建築物について】

■ 「大きな壁面を有する建築物」とは、長辺約 31m・短辺約 10mを超えるものを目安とします。

【地区計画での基準について】

■ 建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限等において「周辺環境に調和したもの」とは、景観計画における景観形成基準に準ずるものとします。

【届出書の提出に係る留意事項】

- 立面図又はパース等に外壁部分及び屋根部分のマンセル値を全て記載してください。
- 同一建築物において複数の色彩を採用する場合については、立面図等への着色又はハッチ等の記載によって、各色彩の着色範囲を明示してください。

敷地の緑化

【基準の優先順位について】

- 各景観形成基準での記載の順によらず、**緑視率の基準の適用を優先します。**(市内一律)
- 敷地形状等において緑視率の適用が困難であると認められる場合(旗竿地等)のみ、道路際の景観への配慮をした上で、緑被率(又は緑地率)の基準を適用します。

【道路に面する植栽について】

- 対象となる道路は、建築基準法第42条第1項に規定する道路です。
- 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定による許可を受けている場合には、道路から計画敷地までの空地についても、原則対象となる道路とみなします。
- 「道路に面して」とは、可能な限り道路際で植栽するものとし、原則<u>道路から車1台分程度(約</u>5m)の範囲内のものを算定対象とします。

【緑視率の算定】

- 対象となる道路及び算定対象となる植栽の範囲は、【道路に面する植栽について】に準ずるものとします。
- 建築物の立面投影面積には、地上面より上にある<u>基礎(及び深基礎)を含みます。</u> 道路より地盤レベルが下がっている場合でも、敷地内の地上面より上部については原則として面 積に含むこととします。
- 移動可能な鉢(プランター等)に植えられた植栽については算定対象外です。
- 樹木等の前面に透過性のない塀などがある場合は、樹木等の高さの約 1/4 以上が道路から視認できるもののみを算定対象とします。
- 一カ所に複数の樹木等が密に計画されている場合についても、樹木等の高さの約 1/4 以上が道路 から視認できるもののみを算定対象とします。
 - 例) 道路から見た際に縦並びに同じ高さの樹木等が計画されている場合においては、前方の樹木等のみが算定対象となり、後方の樹木等については算定対象外となります。
- 敷地の形状や利用形態等により緑視率の確保が困難な場合については、個別で状況を確認した上で算定可能範囲を判断しますので、都市計画課と協議をお願いします。

【緑被率の算定】

- 駐車場緑化ブロックは、実際の駐車スペース部分が算定可能な範囲となります。
- 芝生については算定対象外です。
- 花壇等の植栽スペースは、現実的に管理行為が可能となるような<u>見切りや管理用通路を設ける</u>ものとし、実際に植栽可能な範囲のみを算定対象とします。

【緑地率の算定】

- 主に花壇等の植栽スペースについての面積算定となるため、<u>樹木別での面積算定は行いません。</u> (緑視率及び緑被率の算定時とは異なります。)
- 芝生及び植栽スペースについての取り扱いは、【緑被率の算定】に準ずるものとします。

【届出書の提出に係る留意事項】

- 緑化の計画図には、樹木等の高さや植栽スペースの寸法等を明記してください。
- 緑視率等の算定については、添付書類のいずれかに根拠となる計算式を記載してください。

恒又は柵の構造の制限(地区計画及び景観計画特定地区)

【植栽を併設した塀又はフェンスについて】

- 「植栽を併設」とは、道路に面して<u>中木(植栽時 2m以上)を 2 本以上</u>植栽することとしています。
- 対象となる道路及び算定対象となる植栽の範囲は、【道路に面する植栽について】に準ずるものとします。
- 樹木等の前面に透過性のない塀などがある場合は、樹木等の高さの約 1/4 以上が道路から視認できるもののみを算定対象とします。

【「良好な住宅地の居住環境に調和したもの」について】

- 「良好な住宅地の居住環境に調和したもの」とは、生垣または植栽を併設したへい又はフェンスとすることとしています。
- ■「植栽を併設」については、【植栽を併設した塀又はフェンスについて】に準ずるものとします。